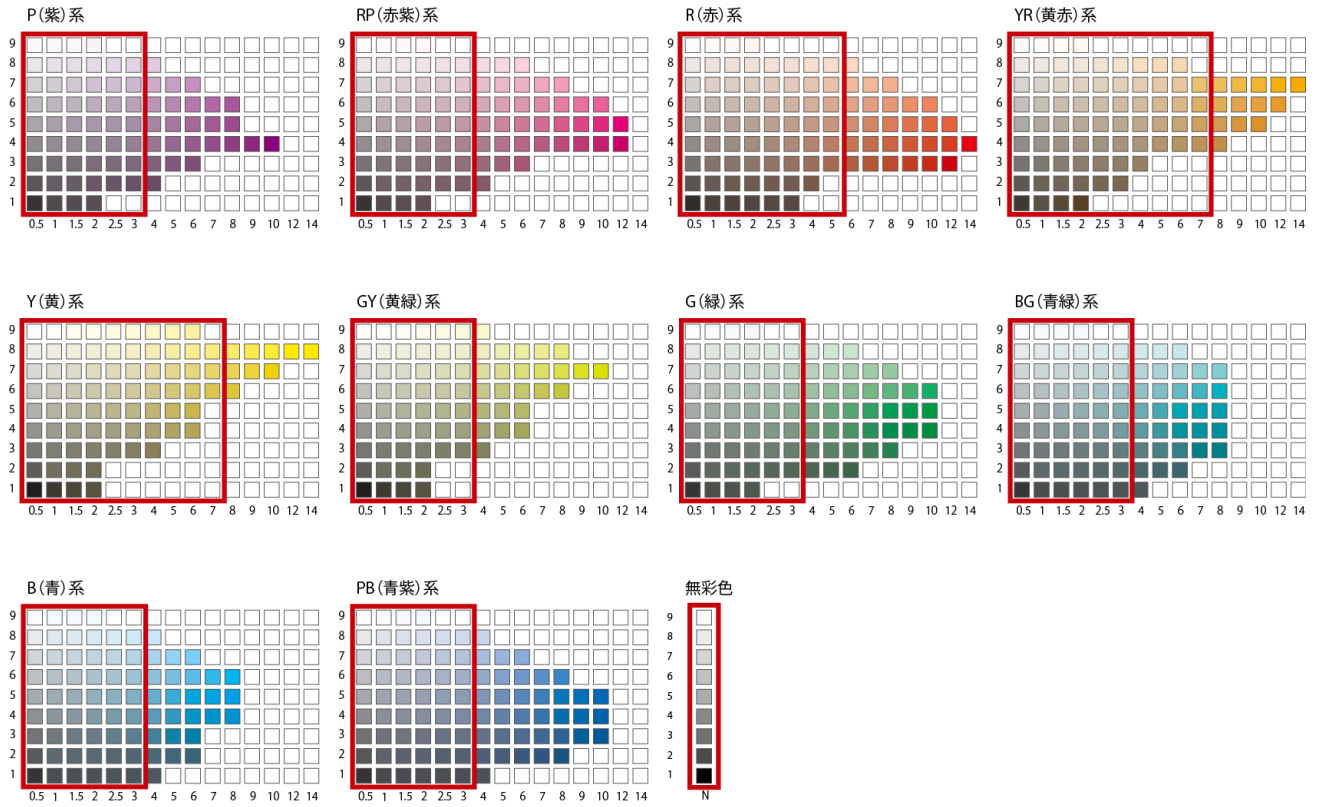
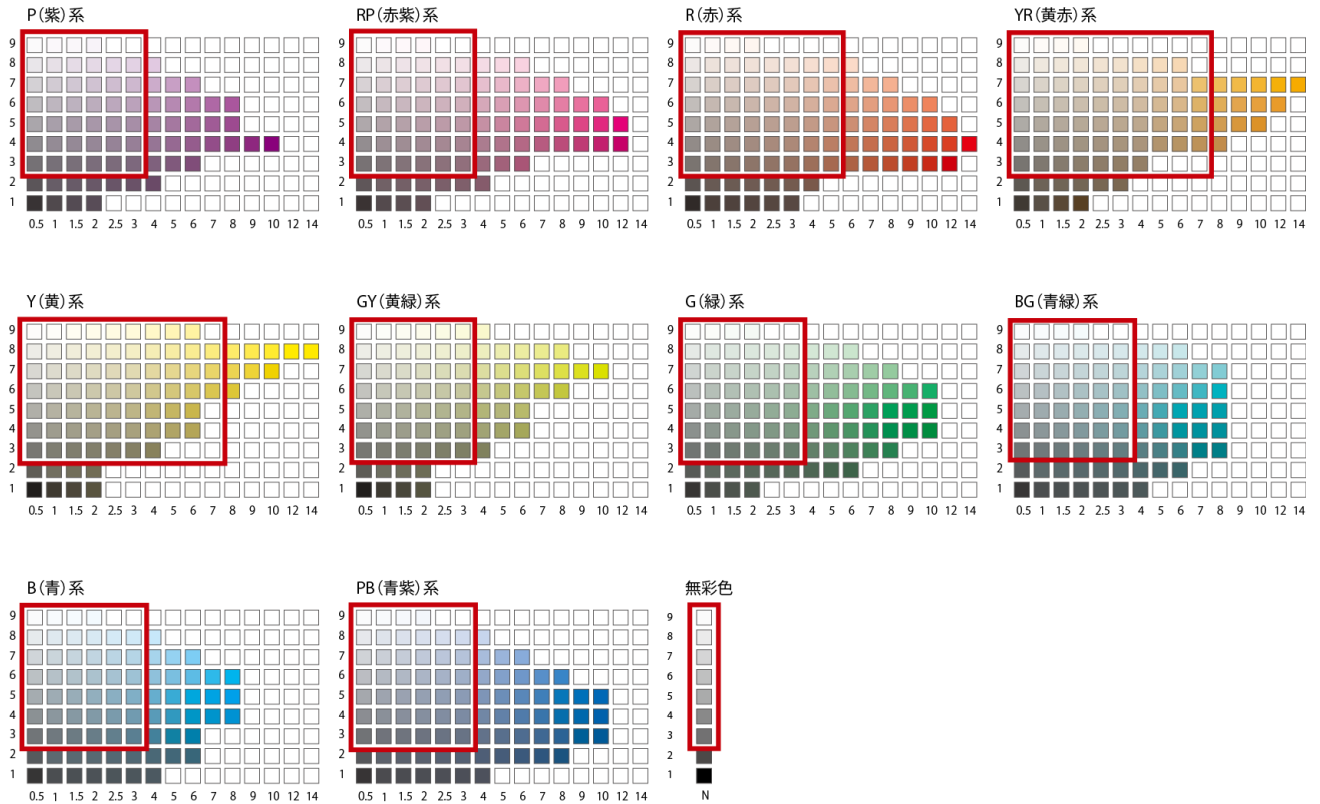


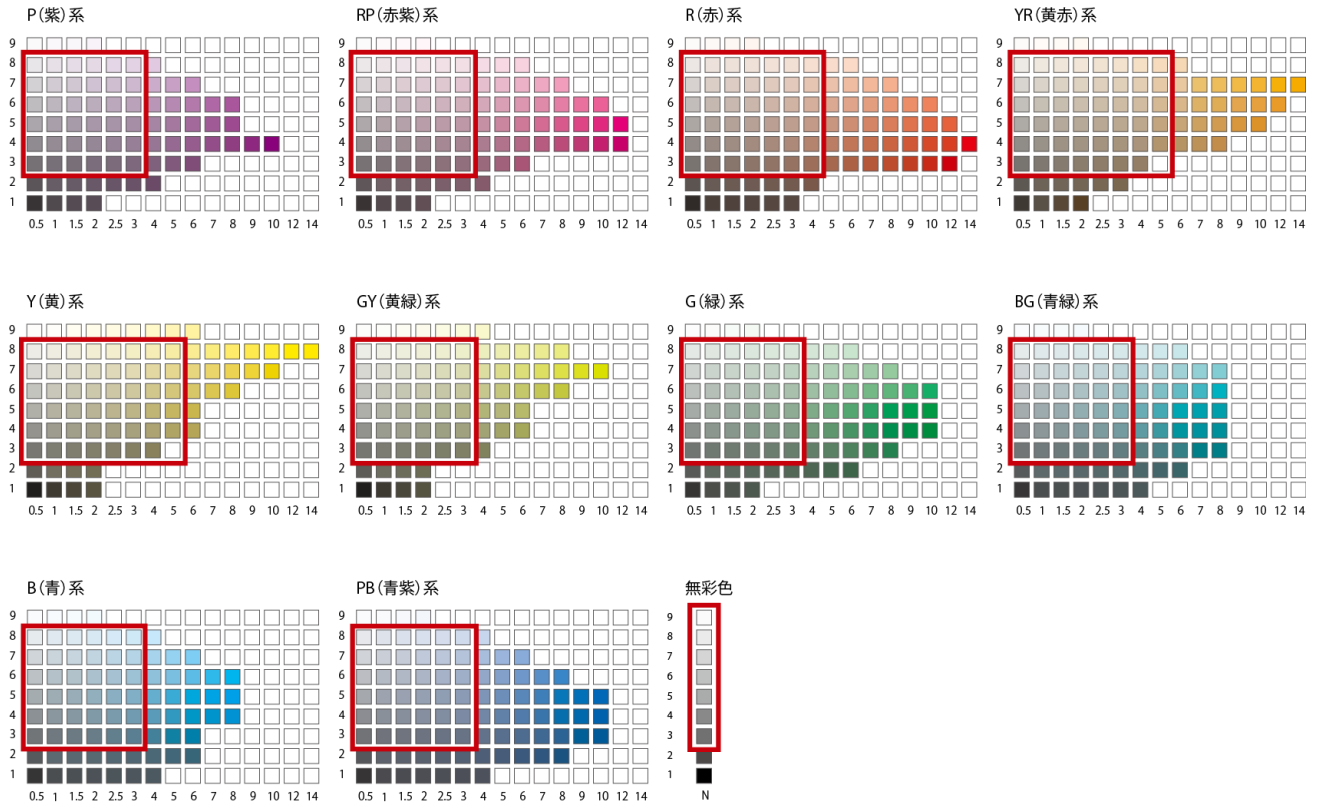
■ 旧城下町



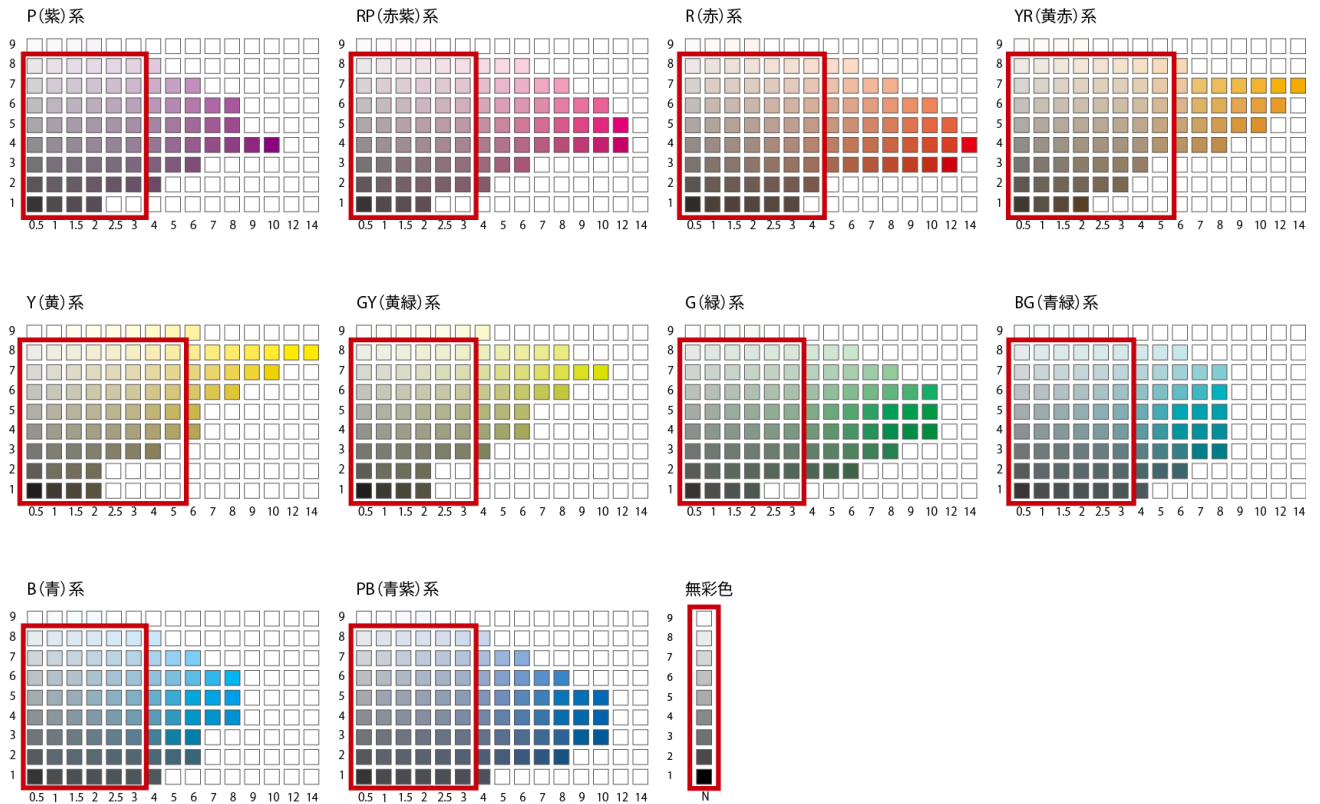
■ 市街地、沿道



■ 田園



■ 山地



別表3 建築物及び工作物の色彩基準に関する推奨色

建築物や工作物等に伝統的に用いられてきたものとして使用を推奨する色彩です。景観形成基準に示されたその他の基準に配慮しながら、こちらの推奨色の使用に努めるものとします。

(1) 建築物の屋根・壁、工作物等の基調色として伝統的に用いられてきた色彩

びんろうじぞめ 檳榔子染	あくいろ 灰汁色	あおにび 青鈍	くろつるばみ 黒椽	あいすみちや 藍墨茶	あいねずみ 藍鼠	どぶねずみ 井鼠
10R 2.5 / 0.5	2.5Y 5.5 / 0.5	2.5B 4 / 0.5	10B 2 / 0.5	2.5PB 3 / 0.5	5B 4.5 / 0.5	5RP 3.5 / 0.5
すねずみ 素鼠	すみいろ 墨色	くろいろ 黒色				
N5	N2	N1				

(2) 建築物の壁、工作物等の基調色としての推奨色

くるとび 黒鳶	ももしおちや 百塩茶	とびいろ 鳶色	こげちや 焦茶	くるみぞめ 胡桃染	こうろぜん 黄櫨染	せんちやいろ 煎茶色
7.5R 2 / 2	10R 3 / 3	10R 2.5 / 4	1.5YR 2 / 2	1.5YR 6 / 2	1.5YR 3 / 4	3.5YR 4.5 / 4
けんぼうぞめ 憲法染	ちょうじちや 丁子茶	ふしぞめ 柴染	きやらいろ 伽羅色	すすたけいろ 煤竹色	しらちや 白茶	ぎんすすたけ 銀煤竹
5YR 2 / 1	5YR 5 / 4	7.5YR 5 / 4	7.5YR 4 / 3	8.5YR 3.5 / 2.5	8.5YR 7 / 3	8.5YR 4.5 / 4
こびちや 媚茶	うすき 浅黄	とりのこいろ 鳥ノ子色	りきゆうしらちや 利休白茶	りきゆうちや 利休茶	ろこうちや 路考茶	にゆうはく 乳白
10YR 4 / 4	1.5Y 8.5 / 4	2.5Y 8.5 / 1	2.5Y 7 / 1	2.5Y 5.5 / 1	2.5Y 4.5 / 1	3.5Y 9 / 1
みるちや 海松茶	はいじろ 灰白	あいこびちや 藍媚茶	せんさいちや 千歳茶	ぎんねずみ 銀鼠	しるねずみ 白鼠	すずいろ 錫色
3.5Y 3.5 / 1	6.5Y 8.5 / 0.5	1.5GY 3.5 / 1.5	2.5GY 3 / 1	3GY 7.5 / 0.1	N 7.5	2.5PB 6.5 / 0.5

(3) アクセントカラーとしての推奨色

さくらねずみ 桜鼠 2.5R 6.5 / 2	みず 水がき 5R 6 / 4.5	うめねずみ 梅鼠 5R 5.5 / 3	えびちや 海老茶 6R 3 / 4.5	たいせいろ 代赭色 3YR 5 / 6	あかしろつるぼみ 赤白 椽 3YR 7.5 / 5	とのちや 礪茶 3.5YR 5 / 5
しゃれがき 洒落柿 5YR 8 / 6	うすがき 薄柿 5YR 8 / 5	びわちや 枇杷茶 6.5YR 5.5 / 6	うすこう 淡香 7.5YR 8 / 6	ちょうじぞめ 丁子染 7.5YR 5.5 / 6	きつねいろ 狐色 7.5YR 5 / 6	おうどいろ 黄土色 8.5YR 6.5 / 4.5
しろつるぼみ 白 椽 2Y 7.5 / 3	きつるぼみ 黄 椽 2Y 6.5 / 5.5	ひごすすたけ 肥後煤竹 2.5Y 5 / 3	きみるちや 黄海松茶 6.5Y 5.5 / 4	うぐいすちや 鶯 茶 6.5Y 4 / 4	むしくりいろ 蒸栗色 7.5Y 8 / 2.5	あおくち ぼ 青朽葉 7.5Y 6.5 / 6
ひわちや 鶺鴒 茶 9Y 6 / 5	うぐいすいろ 鶯 色 10Y 4.5 / 3	りかんちや 璃寛茶 1.5GY 4 / 2	ぼいこうちや 梅幸茶 5GY 6 / 2.5	いわいちや 岩井茶 5GY 4.5 / 1	やなぎすすたけ 柳煤竹 7.5GY 4 / 1.5	うらやなぎ 裏柳 8.5GY 8 / 2
やなぎねずみ 柳 鼠 2.5G 6 / 1	おいたけいろ 老竹色 2.5G 5 / 2	せんさいみどり 千歳 緑 2.5G 3.5 / 2.5	さびせいじ 錆青磁 5G 6.5 / 1.5	おなんどちや 御納戸茶 5G 3.5 / 1.5	りきゅうねずみ 利休 鼠 8.5G 5 / 1	あいみ るちや 藍海松茶 10G 3 / 2
とのちや 沈香茶 2.5BG 5 / 2	さびてつおなんど 錆鉄御納戸 8BG 3.5 / 1.5	てついろ 鉄色 8BG 3 / 2	みなとねずみ 湊 鼠 2.5B 6 / 2	てつおなんど 鉄御納戸 2.5B 3 / 2	かめのぞき 瓶覗 5B 8.5 / 2	おなんどいろ 御納戸色 5B 3.5 / 2
めっし 滅紫 2.5P 3 / 2	しこん 紫紺 2.5P 2 / 2	くるべに 黒紅 5P 1.5 / 1.5	はとばねずみ 鳩羽 鼠 10P 5 / 1.5	ふじすすたけ 藤煤竹 10P 3.5 / 1	べにけしねずみ 紅消 鼠 10RP 3 / 1	

参考資料 1 色彩の表記方法

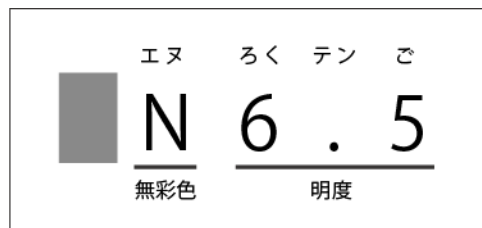
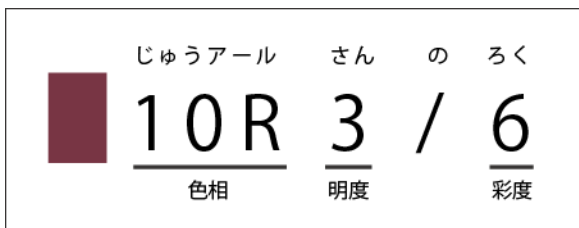
- ・色彩基準では、色彩を客観的に示す方法として、日本工業規格(JIS)にも採用されている「マンセル表色系」を採用します。
- ・「マンセル表色系」とは、色を色相・明度・彩度の3つの属性によって体系的に示したものです。

色相 : 色合い=R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)の基本10色相。

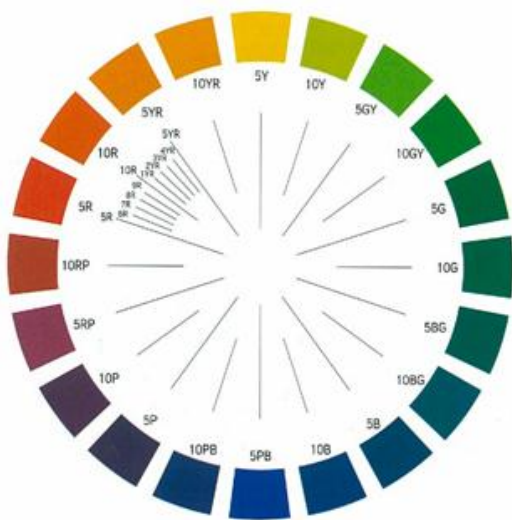
明度 : 明るさ=数値が大きいほど明るい色を示します。現実的な色票としては、1.0から9.5の数値で表します。

彩度 : 鮮やかさ=数値が大きくなるほど鮮やかな色を示します。色相・明度によって、最高彩度は異なります。

■マンセル値による色の表記方法

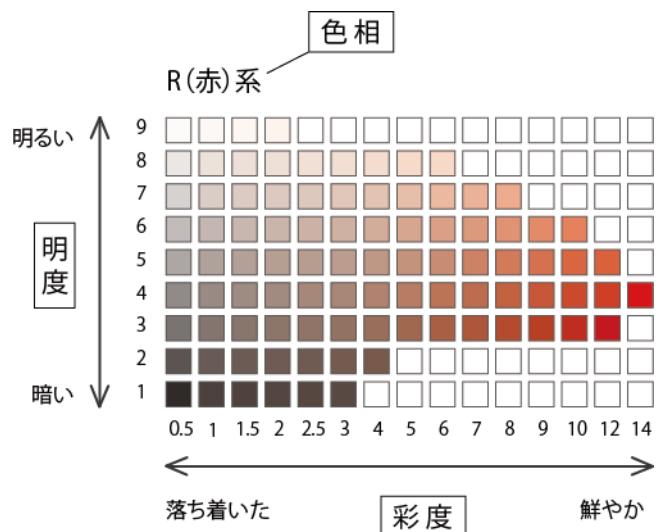


■色相環（色相の関係を表した図）

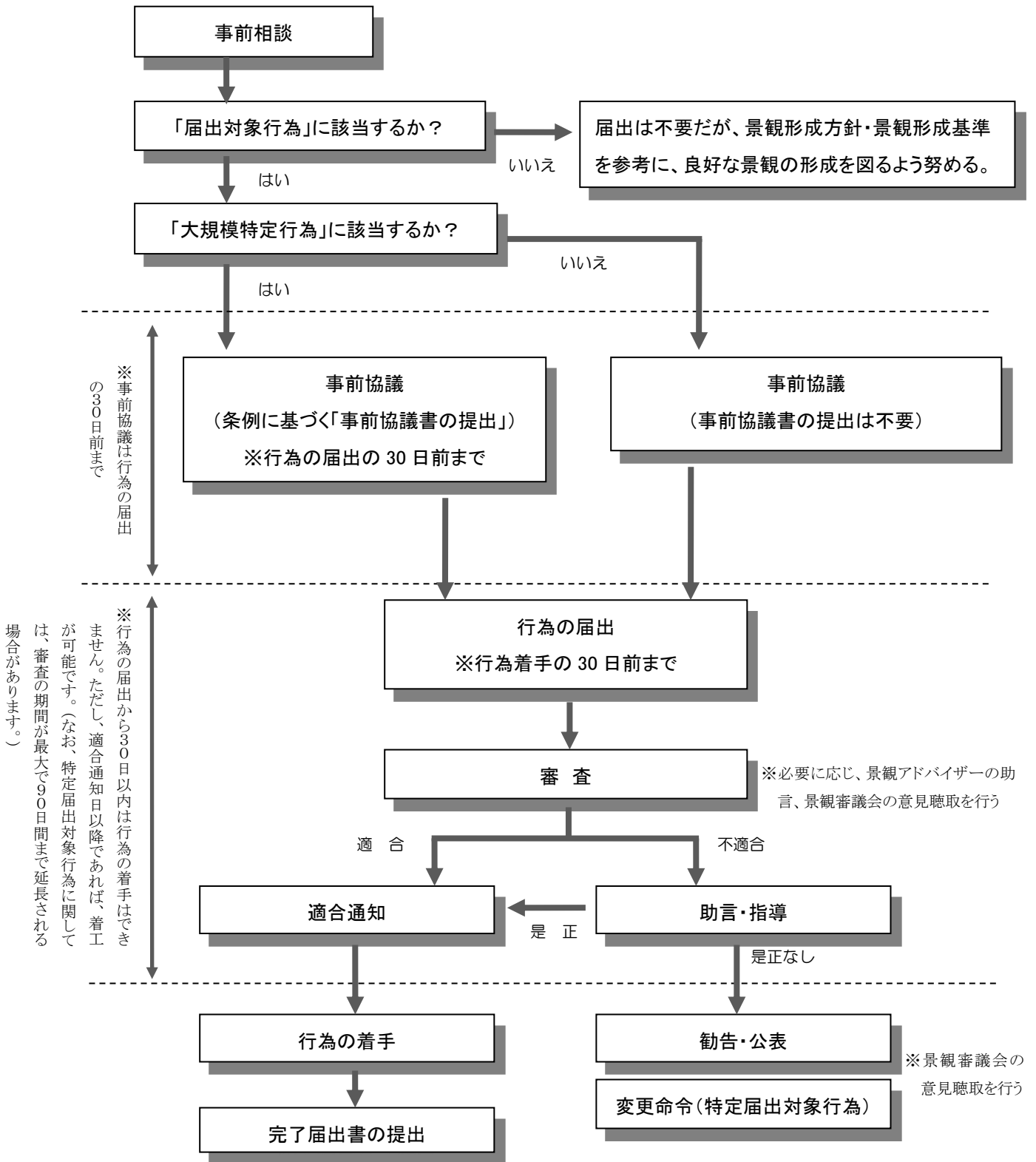


■等色相面

（同じ色相の色の明度と彩度の関係を表した図）



別図4 行為の届出、景観形成基準への適合審査手続きの基本的な流れ



第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

6-1 景観重要建造物の指定の方針

上田市の景観形成に大きく貢献する重要な資源であり、特に保全・活用が必要な建造物又は建造物と一体となっている空間について、景観重要建造物として指定します。

(1) 景観重要建造物の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

- ①道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- ②所有者及び管理者の合意が得られたもの
- ③以下のいずれかの視点により上田市の景観を特徴づけるものであること
 - ・景観計画に基づく上田市の景観形成に大きく貢献している公共公益施設や民間建造物
 - ・建造物の外観が歴史的な様式を継承しているものや、文化的に重要な役割を担うもの
 - ・地域の目印やシンボルとして市民に親しまれているもので、付近の景観を特徴付けているもの
 - ・市民等から景観形成上重要なものと提案されたもの

※ただし、文化財保護法に基づく指定文化財は対象から除外します。

(2) 景観重要建造物の指定の手続き

- ・市民の意見等を踏まえて、上田市が指定を検討します。
- ・指定の際には、景観審議会の意見を聴くこととします。
- ・所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。

6-2 景観重要樹木の指定の方針

上田市の景観形成に大きく貢献する重要な資源であり、特に保全・活用が必要な樹木又は樹林について、景観重要樹木として指定します。

(1) 景観重要樹木の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

- ①道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- ②所有者及び管理者の合意が得られたもの
- ③以下のいずれかの視点により上田市の景観を特徴づけるものであること
 - ・地域の目印やシンボルとして市民に親しまれているもので、付近の景観を特徴付けているもの
 - ・樹容(樹木の外観の姿)が景観上の特徴を有するもの
 - ・市民等から景観形成上重要なものであると提案されたもの

(2) 景観重要樹木の指定の手続き

- ・市民の意見等を踏まえて、上田市が指定を検討します。
- ・指定の際には、景観審議会の意見を聴くこととします。
- ・所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号ロ)

上田市の景観の骨格を形成する道路・河川・公園等を対象として、景観重要公共施設に指定することができます。

景観重要公共施設に指定された道路・河川・公園については、施設管理者、上田市、地域の住民や商業者組織、まちづくり団体等と協議会を設立し、施設の整備や改善、景観に影響のある管理方針の変更等の際には協議を行うこととします。

なお、景観重要公共施設の整備や改善等を行う際には、上田市景観計画の方針に即して行うこととします。また、眺望の保全、緑化、地域のまちなみとの調和、安全な歩行者空間の確保等、良好な景観形成に資することとします。

第8章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちに賑わいや活力をもたらしていますが、その一方で、無秩序に掲出されると、城下町の伝統的なまちなみ、山並みへの眺望など、上田市の特徴的な景観の大きな阻害要因となります。屋外広告物は景観に大きな影響を及ぼすものといえます。

このため、当面は長野県屋外広告物条例を運用することにより、良好な景観形成に資する方針に基づき、屋外広告物の適切な誘導を行います。

将来的には、上田市屋外広告物条例を制定し、地域特性を踏まえた、秩序ある屋外広告物の掲出に向けたきめ細かな誘導を目指します。

第9章 景観形成の推進に向けて実施する事項

本計画の基本目標のひとつとして「身近な場所からみんなで取り組む景観づくり」を実現していくことを取り上げています。本市の景観形成のためには、一人ひとりの市民、団体、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら、協力・連携して取り組むことが不可欠です。

これらを推進するため、次の取組みを実施します。

9-1 景観形成に取り組むための体制の充実

①景観審議会の設置

本市の景観に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関として、上田市景観条例に基づく景観審議会を設置します。

審議会は、市民、学識経験者、市内関係団体の代表、関係行政機関の職員などにより構成し、下記の事項を審議するものとします。

- 景観計画の変更にかかる事項
- 景観形成重点地区の指定に関する事項
- 届出対象行為の景観形成基準への適合に関する事項
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する事項
- 景観重要公共施設の指定に関する事項
- 表彰者の選考に関する事項
- その他、本市の景観施策に関する事項

②景観協議会の設置

本計画に基づく景観形成をより効果的に推進するために、様々な立場の関係者が協議する機関として、景観法に基づく景観協議会を設置します。景観協議会においては、特に景観形成重点地区における景観形成、景観重要公共施設の整備や管理に関して協議します。

なお、景観協議会は下記の構成員を想定します。

- 上田市、長野県
- 景観重要公共施設の管理者
- 景観整備機構
- 国立公園管理者
- 商工業、農業、観光など関係事業者団体
- 公益事業者
- 景観づくり市民団体、まちづくり関係NPOなど

③景観整備機構の指定

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観形成に資する一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人を、その法人からの申請により、景観計画に基づく良好な景観形成を担う主体として、上田市が指定します。

景観整備機構は、市民との協力のもと、景観形成に資する事業を実施することとします。

④景観づくり市民団体の認定

市内において地区独自の景観ルール等について検討をしたり、景観形成に寄与する活動を行う市民による団体の設立を推進し、上田市景観条例に基づき市が認定します。認定された景観づくり市民団体の活動に対しては、上田市は支援できるものとします。

なお、景観づくり市民団体の設立要件は下記のとおりです。

- 団体の活動がその区域の景観の形成に有効であると認められること。
- 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められること。
- 設立目的、活動区域、活動内容、構成員等が記載された規約を有すること。
- 活動の内容が景観計画による本市の景観形成方針に適合していること。

9-2 景観計画の充実

①景観形成重点地区の指定

上田市の自然・歴史・文化等を背景とした特徴的な景観を有する地域や、今後景観づくりを積極的に誘導する必要がある地区では、「景観形成重点地区」に指定し、地区特性に応じた届出対象行為及び景観形成基準を別途に設定します。指定に際しては、対象地区の住民等と協議を重ねて将来像を共有した上で検討し、景観審議会の審議を経て指定します。

景観形成重点地区の指定候補は、下記の地区が想定されます。

市民は景観形成重点地区への指定及び独自の景観形成基準を提案できるものとします。

○尼ヶ淵周辺地区	○信濃国分寺周辺地区
○お屋敷公園	○別所温泉地区
○鹿教湯温泉地区	○塩尻地区
○伊勢山地区	○上田駅一帯
○上田城跡公園周辺	○旧北国街道などの歴史的街道
○上田・丸子の商店街	など

②市民による提案制度

景観形成重点地区以外についても、景観計画の内容や景観施策について、景観法及び上田市景観条例に基づき、市民からの提案を受付け、景観審議会の審議等を経て、景観計画への反映、施策の実施を行うものとします。この際、市は提案者に対し、「景観づくり市民団体」「景観づくり協定運営委員会」の組織化を促すとともに支援を行い、組織化後、正式に計画提案を受付けます。

○地区独自の景観ルールの創設 (景観形成重点地区、景観地区・準景観地区、地区計画の指定)
○景観資源の保全・活用 (景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定)
○新たな景観施策の実施 (支援制度の創設、景観啓発イベントの開催など)

③景観デザインガイドライン等の作成

「第5章 行為の制限に関する事項」においては、届出対象行為と景観形成基準を記載していますが、これらは景観形成に際しての最低限のルールであり、この基準に適合させれば必ず良好な景観になるというものではありません。

このため、景観形成基準を補足するものとして、事業主、建築主、設計者の方々の景観形成への貢献の一助となるように「景観デザインガイドライン」を作成します。

このガイドラインは、地域区分及び景観形成重点地区ごとの作成を基本とし、市民や事業者などと協議・検討を重ねて作成するものとします。

9-3 市民による景観づくりの推進

①景観づくり協定等の締結の推進

地域の個性や特色を生かした景観形成には、地域の住民や事業者の積極的な取り組みが必要です。

そこで、住宅地・集落地・界限など、特定の区域内の土地所有者等の合意による、景観に関する地区独自の自主的なルール作りを積極的に支援し、景観条例に基づき「景観づくり協定」として市長が認定します。

景観づくり協定は地区の住民等が主体的に検討・運用することになりますが、上田市はその検討や運用に対する支援を行うものとします。

「景観づくり協定」として市長が認定する条件は、下記のとおりです。

- 一定のまとまりを形成している区域を対象としていること。
- 区域内における関係者の多数の合意を得ていること。
- 次に掲げる事項が定められていること。
 - ア 協定の区域
 - イ 建築物、工作物及び広告物の配置、意匠、規模若しくは色彩又は敷地の緑化に関する事項
 - ウ 5年以上の協定の有効期間
 - エ 協定違反があった場合の措置
 - オ 協定の変更又は廃止の手続

※区域内の土地・建築物等の全員の合意を得られる場合には、景観法に基づく「景観協定」としての認可も行います。

②景観づくり活動に対する支援

景観づくり市民団体をはじめとした、良好な景観形成に資する市民の景観づくりに関する様々な活動に対して、景観条例に基づき、技術的支援や助成等を行うものとします。

支援の対象となる活動としては下記のもが想定されます。

- 景観形成重点地区や景観づくり協定などの地域の景観ルールの検討
- 景観づくり協定運営委員会による協定の運用、景観まちづくり活動
- 住民に対する景観の普及・啓発やイベント開催に関する活動
- 景観に関する広報や情報提供に関する活動
- 地区の緑化、景観資源の保全・活用、まちなみ形成に関する活動 など

③景観アドバイザーの派遣

良好な景観形成に取り組む市民等への支援の一環として、市民の景観づくり活動に対して、専門的技術や知識を有した専門家を景観アドバイザーとして委嘱し、派遣します。

アドバイザーの活用方法としては、下記のもが想定されます。

- 景観まちづくり市民団体や各地区の自治会等における景観勉強会
- 景観形成重点地区や景観づくり協定などの地域の景観ルールの検討
- 建築物の新築や開発行為等の際の景観デザインの相談 など

9-4 景観に関する意識啓発の推進

①都市景観賞の実施

優れた景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物、まちなみ、生け垣等の所有者・設計者・施工者等、景観形成活動に貢献している個人又は団体について、景観審議会の意見を聴いた上で、表彰します。

表彰した事例については、広報やホームページで市民に広く紹介することとします。

②景観に関する講演会やシンポジウムの開催

市民や事業者等を対象として、景観に関する有識者の講演会や、先進地事例を紹介するシンポジウムを開催します。また、市民、行政、有識者等が意見交換できる機会を設けます。

③景観学習の推進、景観出前講座の実施

景観に関する市民の関心と感性を育むため、小中学校などの学校教育や、生涯学習と連携して、多様な世代における景観学習の実施に取り組みます。

また、地域や学校、職場、市民グループなどにおいて景観に関する情報を求めている場合には、市役所職員等を派遣する景観出前講座を実施します。

④まち歩きやイベントの開催

景観ウォッチング、景観100選の選定、写真展などの開催を行います。

9-5 他法令や制度との連携について

景観形成の実現に向けては、景観法・景観条例に基づく制度や施策の活用だけでなく、他法令や制度とも連携しながら、効果的に推進するものとします。

- 都市計画法、建築基準法にもとづく用途地域、高度地区、開発許可、景観地区等も活用した、景観形成に向けた規制誘導の実施
- 都市緑地法と連携した緑地景観、文化財保護法等と連携した文化的景観等の保全・活用
- 農業振興地域整備法に基づく農業施策と連携した田園景観の保全
- 森林法に基づく森林保全と林業施策、自然公園法に基づく自然公園管理と連携した山林や自然景観の保全

9-6 公共施設等における景観形成について

景観形成には、民間施設だけではなく、市・県・国の機関等が整備・管理する公共施設や建築物も非常に大きな影響を及ぼします。このため、公共施設・公共建築物の整備・管理については、下記の方針に基づき実施します。

- ①市が行う学校・河川・道路・公園・街路樹等の公共施設、公共建築物の整備や開発事業等に当たっては、地域の歴史・自然等の特性を考慮し、本計画に示す目標・方針・基準に沿ったものとしします。
- ②地域の景観デザインの模範となるように、良質で秩序あるデザインを採用します。
- ③施設デザイン等の検討過程については、市民等への情報公開や市民参加に努めるものとしします。特に、大規模施設の整備に際しては、その景観デザインに関して、景観審議会に意見を聴くものとしします。
- ④施設ごとの方針については、長野県景観育成計画における「公共事業景観育成指針」の考え方に準じるものとしします。将来的には、本市における「公共施設等景観形成ガイドライン」を作成します。
- ⑤県や国の機関が実施する公共施設、公共建築物の整備に際しても、上記の方針に沿って行うよう要請・協議を行います。